

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 ^{フリガナ} 株式会社 ^{フリガナ} 大和環境サービス
^{〒636-0055}住所 奈良県北葛城郡河合町大字西穴闇460番地の1
^{フリガナ}代表者氏名 ^{フリガナ} 豊澤 ^{フリガナ} 誠
^{代表取締役}電話番号 0745-56-5505
FAX番号 0745-56-3573
メールアドレス makobado19960129@gmail.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
- この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者 ^{ダイワカンパウ}
 有限会社 大和環境サービス
 氏名又は名称 〒636-0055
 住 所 奈良県北葛城郡河合町大字西穴層460番地
 代表者氏名 代表取締役 豊澤 言誠

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ダイワカンパウ 有限会社 大和環境 サービス		
住 所	〒636-0055 奈良県北葛城郡河合町大字西穴層460番地の1		
フリガナ 代表者の氏名	トヨサワ マコ 代表取締役 豊澤 言誠		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名	代表取締役 豊澤 竜幸	代表取締役 豊澤 言誠	
役員の名	取締役 豊澤 竜幸 取締役 豊澤 昌	取締役 豊澤 言誠 取締役 豊澤 昌	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者 ^{大和環境} 株式会社 大和環境サービス
氏名又は名称 〒636-0055
住 所 奈良県北葛城郡河合町大字西穴間460番地の1
代表者氏名 代表取締役 豊澤 誠

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県北葛城郡河合町大字西穴闇460番地の1
 有限会社大和環境サービス

会社法人等番号	1500-02-009538	
商号	有限会社大和環境サービス	
本店	奈良県北葛城郡河合町大字西穴闇460番地の1	
公告をする方法	官報に掲載してする	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記
会社成立の年月日	平成6年5月26日	
目的	1. 一般廃棄物並びに産業廃棄物の収集、運搬及び処理 2. 医療廃棄物の処理 3. 浄化槽の保守、点検業務 4. 都市下水、一般廃棄物、産業廃棄物、上水工業用水等の処理施設の維持管理に関する事業 5. 土木工事の請負、管工事業、造園工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、コンクリート工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道工事業 6. 前各号に付帯する一切の業務 平成23年3月29日変更 平成23年4月11日登記	
発行可能株式総数	60株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 60株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記
資本金の額	金300万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。	

奈良県北葛城郡河合町大字西穴闇460番地の1
 有限会社大和環境サービス

		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記	
役員に関する事項	奈良県北葛城郡河合町大字西穴闇460番地の1 取締役 <u>豊澤竜幸</u>		
	奈良県北葛城郡河合町大字西穴闇457番地13 取締役 <u>豊澤竜幸</u>	平成23年11月4日住所移転 平成28年5月16日登記 令和3年3月29日死亡 令和3年4月7日登記	
	奈良県北葛城郡河合町大字西穴闇457番地13 取締役 <u>豊澤千晶</u>	平成28年5月11日就任 平成28年5月16日登記	
	奈良県北葛城郡河合町大字西穴闇457番地13 取締役 <u>豊澤誠</u>	令和3年4月3日就任 令和3年4月7日登記	
	代表取締役 <u>豊澤竜幸</u>	平成28年5月11日就任 平成28年5月16日登記 令和3年3月29日死亡 令和3年4月7日登記	
	代表取締役 <u>豊澤誠</u>	令和3年4月3日就任 令和3年4月7日登記	
	支店	1 奈良県大和郡山市筒井町934番地サンビル202号室	
	登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成15年5月26日移記



奈良県北葛城郡河合町大字西穴闇460番地の1
有限会社大和環境サービス

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

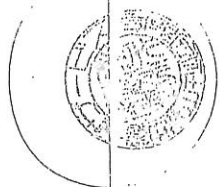
令和 4年 3月 7日

奈良地方法務局葛城支局
登記官

杉 本 孝 誠



有限会社大和環境サービス 定款



第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、有限会社大和環境サービス と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 一般廃棄物並びに産業廃棄物の収集、運搬及び処理
2. 医療廃棄物の処理
3. 浄化槽の保守、点検業務
4. 都市下水、一般廃棄物、産業廃棄物、上水工業用水等の処理施設の維持管理に関する事業
5. 土木工事の請負、管工事業、造園工事業、とび、土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、コンクリート工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道工事業
6. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県北葛城郡河合町大字西穴闇460番地1に置く。

(会社の公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、60株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しないものとする。

第3章 株主総会

(株主総会)

第7条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集)

第8条 株主総会は、社長たる取締役が招集するものとする。

② 株主総会を招集するには、会日より5日前に、各株主に対して、その通知を発することを要する。

(招集手続の省略)

第9条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第10条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第11条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、総株主の半数以上であって、当該株主の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(議決権)

第12条 各株主は、1株につき1個の議決権を有する。

(議事録)

第13条 株主総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印することを要する。

第4章 役員

(員数)

第14条 当会社には、取締役1名以上5名以内を置く。

(資格)

第15条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。
ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任及び解任の方法)

第16条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(代表取締役及び社長)

第17条 当会社にと取締役が2人以上いるときは代表取締役1人を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

② 代表取締役は社長とし、取締役1人のときは、当該取締役を社長とする。

③ 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

(役員報酬等)

第18条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

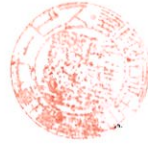
第19条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(剰余金の配当)

第20条 株主に対する剰余金の配当は、毎事業年度の末日現在の株主に配当するものとする。

この写しは原本と相違ないことを証明します。
令和4年3月14日

〒636-0055
奈良県北葛城郡河合町西穴間460番地1
有限会社大和環境サービス
代表取締役 豊澤 誠



本定款は、当会社の現在有効である定款に相違ありません。

令和3年4月3日

有限会社大和環境サービス

代表取締役 豊澤 誠



(代表者印)



(代表者印)